

平成28年度（第67回） 全国労働衛生週間

（別紙3）

本週間10月1日～7日（準備期間 9/1～30）

平成28年度スローガン

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

本週間(10/1～7)に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間(9/1～30)に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う

① 重点事項

ア 改正労働安全衛生法に関する事項

- (ア) 平成27年12月1日に施行される改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の確実な実施
- (イ) 平成28年6月1日に施行される改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質(SDS交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの着実な実施
- (ウ) 平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進

イ その他の重点事項

- (ア) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- (ウ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (エ) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

② 労働衛生3管理の推進等

ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

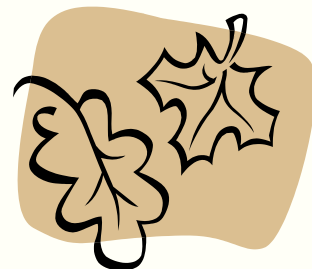
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- ケ 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進

③ 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
- イ 熱中症予防対策の徹底
- ウ 電離放射線障害防止対策の徹底
- エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- カ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- キ 化学物質による健康障害防止対策等の徹底
- ク 石綿障害予防対策の徹底
- ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

⑤ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進



ひとくらし
みらいのために

岐阜労働局・各労働基準監督署

岐阜労働局長メッセージ

～ 平成28年度(第67回)全国労働衛生週間を迎えるにあたって～

本年も10月1日から7日まで、第67回全国労働衛生週間が実施されます。

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康を巡る状況を見ますと、平成27年度の精神障害の労災支給決定が全国で472件(県内2件)、脳・心臓疾患の労災支給決定が全国で251件(県内3件)となっていることなどから職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働(長時間労働等)による健康障害防止対策が重要な課題となっています。

また、平成27年の県内での腰痛や熱中症などの休業4日以上の上業務上疾病者数は134人で、そのうち腰痛が58人と約4割を占め、熱中症は10人となっています。

さらに、化学物質による疾病は、溶剤、薬品等による薬傷・やけどが多いこと、特定化学物質障害予防規則等の法令による規制対象となっていない化学物質を原因とする「がん」などの遅発性の疾病による労災事案が発生するなど新たな問題も生じています。

こうした状況を踏まえ、平成26年6月公布の改正労働安全衛生法により、

- ① ストレスチェック制度によるメンタルヘルス対策の充実
- ② 表示義務の対象となる化学物質の拡大及びSDS(化学物質安全データシート)の交付対象化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理
- ③ 職場における受動喫煙防止対策 等

を推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みが充実されたところであり、その確実な履行が必要となっています。

また、平成26年11月施行の「過労死等防止対策推進法」及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、各種対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することや平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、疾病を抱えた労働者の治療と職業生活の両立支援が求められています。

このような背景から、今年度は、

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

をスローガンに全国労働衛生週間を展開することになりました。

事業場における労働衛生意識を高揚して、さらなる労働衛生管理活動の促進を図りましょう。

平成28年8月

岐阜労働局長 本間 之輝